

○湖南衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

令和 3 年 11 月 25 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条において準用する法第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、管理者、副管理者、監査委員又は職員（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「管理者等」という。）の湖南衛生組合に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 管理者等は、当該管理者等の損害賠償責任のうち当該損害賠償責任を負う額から次条に規定する額を控除して得た額については、当該管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、これを賠償する責任を免れるものとする。

(法第 243 条の 2 第 1 項の条例で定める額)

第 3 条 法第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定める額は、次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 管理者又は副管理者 6
- (2) 監査委員 4
- (3) 職員（前号に掲げる職員を除く。） 1

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の管理者等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。